

市 民 提 案 書			
提案名 * 必須	会議傍聴者・市民への配慮		
氏 名 (団体の場合は、 名称及び代表者名) * 必須	前野 明夫(まえの あきお)		
年 齢	歳(満年齢)		
電話番号 * 必須		FAX番号	-
Eメール			
住 所 (又は所在地) * 必須	〒671-2577 宍粟市山崎町山崎59番地		
提案者の情報等 の公表の可否 (いずれかに☑) * 必須	氏名について	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	住所について	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	提案内容について	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
提案の提出日	令和元(2019)年9月24日	枚 数	5 枚(本紙を含む)
提 案 内 容 (以下記載欄が不足する場合は、別紙可(任意様式))			
<p>[提案の目的]</p> <p>難聴者に討議が聴こえない(別紙1)、議事が見える化されていない(別紙2) 前月の議事録が1ヵ月経っても発行されていない(別紙3別紙4)、 会議に関わる「3ない」の改善を目的とします。</p> <p style="text-align: right;">--- 別紙参照</p>			
<p>[提案による効果]</p> <p>市民の議会・委員会への理解が深まり、行政への関心と参加意識が高まります。</p> <p style="text-align: right;">--- 別紙参照</p>			
<p>[提案に伴う費用]</p> <p style="text-align: right;">--- 別紙参照</p>			
<p>[提案の実施に伴う市民の関わり]</p> <p style="text-align: center;">同上</p> <p style="text-align: right;">--- 別紙参照</p>			
<p>[その他特記事項]</p> <p style="text-align: center;">なし</p>			
<p>・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は宍粟市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。</p>			
直接提出先	<input checked="" type="checkbox"/> 市役所 秘書広報課 <input type="checkbox"/> 一宮市民局まちづくり推進課 (☑してください) <input type="checkbox"/> 波賀市民局まちづくり推進課 <input type="checkbox"/> 千種市民局まちづくり推進課	TEL 0790-63-3115(直) TEL 0790-72-1000(代) TEL 0790-75-2220(代) TEL 0790-76-2210(代)	受 領 日 (市役所記入欄) 年 月 日
郵便提出先 住所	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6		(市役所 秘書広報課 あて)
ファクシミリ提出先	FAX番号 0790-63-3060		(市役所 秘書広報課 あて)
電子メール提出先	E-mail : kohokocho-kk@city.shiso.lg.jp		(市役所 秘書広報課 あて)

背景

令和元(2019)年5月1日神戸新聞に、

宍粟市の保育園・幼稚園・こども園の統廃合に関する記事
「宍粟幼保1元化 山崎の計画修正 4こども園を整備へ」が掲載されて以来、

市民の関心が高まり、これを審議する市の文教民生常任委員会に傍聴者が急増しています。

9月5日の同委員会には、平日の就労時間帯にも関わらず、議長を含む議員9名、教育委員会9名に対し、傍聴者7名で、**普段の委員会ではみられない市民傍聴者の多さでした。**

1) 課題と改善案

しかし…

課題) 難聴者に討議が聴こえません。

8月7日の委員会では、両耳に補聴器を使用していたものの、ほとんど聴こえませんでした。

市議会本会議では、傍聴者の申し出により、専用受信器が貸し出されるため、委員会でも借りられると思っていました。

でも…

503会議室にはLANシステムがなく、専用受信器の貸し出しもありませんでした。

このため、9月5日の委員会には、手のひらサイズの集音タイプ補聴器を自身で用意し、議会事務局および委員会委員長に了解を得て使用し、何とか聴き取りました。

改善案) 難聴の傍聴者でも議論を聴きとれるよう、委員会でも、専用受信機相当品を用意し、申し出により貸し出されるよう改善をお願いします。

具体例) 市議会本会議のように、希望する傍聴者に、専用受信器(明瞭に聴きとれます)で音声を送る方法が最適です。

ただ、503会議室のLAN構築には設備投資が必要と思われます。

従って…

503会議室のように比較的狭い場所では、無線LANではなく、備品として集音タイプ補聴器(例 シーメンス ポケティオDHP 2万円ほど)を1~2台用意しておけばどうでしょう。

効果) 高齢化で増えていく難聴者にとっても「来場し、聴きとれ、宍粟市への貢献の一助になる」効果が期待できます。

費用) 申し出による集音タイプ補聴器の貸し出しは、LAN構築に比べ低コストで現実的な施策です。

ところで、議事録作成のため、議会事務局が議員と教育委員会の間あたりの卓上にICレコーダを置き録音されています。

集音タイプ補聴器は手のひらサイズの集音装置を卓上に置き使用するもので、ICレコーダなみの集音性能はありとみています。

2) 課題と改善案

課題) 委員会の討議資料が「見える化」されておらず、傍聴者に共有されていません。

委員会では議員と教育委員会出席者が前月の議事録らしき資料を蛍光ペンでマーキングしたり、表・グラフをみる姿が見られます。

しかし・・・

傍聴者にはそれが何かわからず、想像するしかなく、理解が深まりません。

改善案) ぜひ、

討議資料をOHPで投影し、見える化し、傍聴者も共有できるよう改善をお願いします。

具体例) OHPスクリーンがあれば鮮明に映りますが、据付け場所が狭いようなら、壁への投影でも役に立ちます。

効果) 議員・教育委員会出席者・傍聴者(市民)の3者が討議資料を共有することで、理解が深まり、問題解決の促進につながります。

費用) 市保有のノートPCとOHPで実現でき、費用はかかりません。

3) 課題と改善案

課題) 当月の委員会の議事録公表が次月(1か月後)と、きわめて遅く、タイムリーに議事内容を確認できません。

これでは、「いじめ問題」のように子供の命に係わる重大議事はとてもクイックアクションがとれるとは言えません!!!

現在、公表の議事録は、業者が録音された議事を文字起こしたもので、議論に先立つ討議者の挨拶、「おはようございます」「失礼します」など審議に関係ないものまで記録された、速記録です。

文字起こしによる議事録は、臨場感があり、事実を知るために残さなければならなりません。

ただ・・・

別紙4に述べるように、議事録発行に1ヵ月かかってしまう規定上の問題があるものの、

膨大な速記録を議事録としていることが、議事録公表に1ヵ月かかる要因の1つだと思います。

しかし・・・

議事録と同じく、平行して事務局により作成されている委員会の議事録(表題は報告書)は、論点を(問)(答)形式で、それぞれほぼ1行で簡潔に分かりやすく記述され、(令和元年7月の場合)土日祝日を除く4日で発行されているようです。

改善案) ぜひ、

委員会の報告書を議事録の速報版として、1週間以内に公表するよう、改善お願いします。

議事録の目的は、議事内容を速やかに市民と共有し、市民の意見を求め、計画し、実行に移すことです!!!

議事録発行について、役所と民間企業は違うと言う事務局員もいます。

しかし、当日または遅くても翌日発行が、(もと)民間企業人からみた議事録発行の、本来あるべき姿です。

効果) 議事録を速やかに公表することで、市民が今ある問題をタイムリーに把握でき、解決の促進につながります。

費用) ワード作成の報告書をPDFに置き換えるだけの作業で、費用はかかりません。

別紙3から続く

注1) 別紙3の課題は、総合教育会議および教育委員会の議事録発行でも同様です。

議事録発行に1ヵ月もかかるのは、

宍粟市教育委員会会議規則第2号(以下 市規則 平成27)の規定「(当月の)会議録を、次月(1ヶ月後)の会議において承認する」に起因しています。

そして…

この遠因は、兵庫県教育委員会会議規則第6号(以下 県規則 昭和39)を、市規則としてコピペ(コピー & ペースト)したのでは、とみえています。

しかし…

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第162号(以下 法 昭和31)では、

議事録発行の期日は規定されておらず、

「地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」とのみ規定されています。

すなわち…

議事録発行の期日は知事ではなく、市長(地方公共団体)が決めることです。

そこで…

宍粟市の意思として、議事録発行の期日を1ヵ月から、せめて2週間以内に半減するよう規定を改正し

議事録の主目的たる、中身のクイックアクションにつなげましょう。

注2) ところで…

市規則の「会議録」という言葉は、いままで聞いたことも、使ったこともなく、違和感があります。

市発行の文書にも「議事録」「会議録」が混在しています。

どーでもいいかもしれませんが…

議事録・会議録レベルならまだしも、法に関わることは、解釈の相違でトラブルをおこす場合があります。

法で規定された「議事録」に統一しましょう。

以上